

年 組 様

鳥取立鳥取商業高等学校長

出席停止のお知らせ（新型コロナウイルス感染症）

あなたが学校保健安全法施行規則の「学校において予防すべき感染症」と診断されたことをうけ、学校保健安全法に基づき、下記のとおり出席停止を指示します。

ついては、医療機関が示す療養期間を守るとともに、療養期間中は外出や他者との接触をさけ、療養につとめていただくようお願いいたします。

なお、この期間は欠席とはならず、「出席すべき日数」にも含まれません。

記

1 理由となる病名 新型コロナウイルス感染症

2 出席停止期間 令和 年 月 日 から 年 月 日 まで
(期間の開始は発症日の翌日、または無症状の場合は検査日当日となります。)

※登校を再開する日については、最初の受診時に医師から指示される場合もありますが、裏面の早見表によって決まり、保護者に再開する日を確認してもらいますので、再度医療機関を受診し、医師に許可を得る必要はありません。

※登校を再開する際には、下の出席停止期間終了届の枠内に記入の上、学校へ提出してください。その際、医療機関を受診したことを証明できる書類1通（出席を再開する日の直近の調剤明細書の写し、薬情報の写し等）を提出してください。

-----切り取り-----

出席停止期間終了届

学校長 様

新型コロナウイルス感染症と診断され、出席停止となっていましたが、出席可能となりましたので、令和 年 月 日より出席します。

記入日：令和 年 月 日

(生徒氏名) _____ 年 組 _____ 印 (自署の場合は押印省略可)

(保護者氏名) _____ 印 (自署の場合は押印省略可)

※新型コロナウイルス感染症については、裏面も記載してください。

「新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準」 早見表

		発症日 0 日目	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後5日を 経過した後		
例 1	発症後1日目に症状が 軽快した場合	発熱等	★ 軽快	軽快後 1 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	出席可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 2	発症後2日目に症状が 軽快した場合	発熱等	発熱等	★ 軽快	軽快後 1 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	出席可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 3	発症後3日目に症状が 軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	★ 軽快	軽快後 1 日目	発症後 5 日目	出席可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 4	発症後4日目に症状が 軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	★ 軽快	軽快後 1 日目	出席可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 5	発症後5日目に症状が 軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	★ 軽快	軽快後 1 日目	出席可能	
		出席停止								

※出席停止期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。
- ◎ 発症した日から数えると、6日間の出席停止が必要ということになります。
- ◎ 発症後5日以降に症状が軽快した場合(例5)は、出席停止期間が延長されます。
- ◎ 「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

新型コロナウイルス感染症による療養後に初めて学校へ登校される前に、お子様の様子を観察し、下の事項に確認のチェックを入れてください。

(注:2項目ともに☑が入る必要があります。出席停止期間については上の早見表を参照してください。)

発症した後、5日を経過しました。

※発症した日は、病院を受診した日ではなく、症状が始まった日で、その日を0日と数えます。
発症から5日を経過し、6日目から出席が可能です。

症状が軽快した後、1日を経過しました。

※症状が軽快した日を0日と数えます。症状軽快から1日経過し、2日目から出席が可能です。